

しんせい

なや

VISA申請についてお悩みなら

わたし

私たち

ぎょうせい

しよし

行政書士

まか

にお任せください！

If you have any difficulties in completing your VISA application, please feel free to contact us. We are here to help you with support as an administrative scrivener "GYOSEISYOSHI".

如果您对签证申请感到烦恼，我们行政书士会帮您解决。

Se você está preocupado sobre aplicação de VISTO, por favor deixe para nós o escrivão administrativo!

「がいこくじん にほん たいざい ひつよう ざいりゅうしかく しゅとく こうしんてつづ外国人が日本に滞在するために必要な在留資格の取得や更新手続き」

Specifically, application procedures for acquisition or renewal of your status of residence for foreigners to stay in Japan.

外国人居留在日本所需要的在留资格取得及更新手续。

Aquisição do status de residência e procedimentos de renovação necessários para estrangeiros permanecerem no Japão

あなたに寄り添う身近な街の法律家 行政書士にご相談を！

みえけん ぎょうせい しよし かい

三重県行政書士会

TEL 059-226-3137 <http://mie-gyoseisyoshi.jp/>





～あなたに寄り添う身近な街の法律家～ 行政書士に相談を!



権利義務・事実証明の書類や手続き



遺言・相続
遺言者の遺志が伝わる遺言書作成や相続関係説明図、相続財産目録、遺産分割協議書などの作成



契約書・離婚協議書
売買契約書や離婚に伴う養育費等支払契約書のほか通告書(内容証明郵便)、告訴・告発状、示談書などの作成



会社・法人設立
株式会社や社団法人、NPO 法人、医療法人の設立に関することや自治会の法人化、社内諸規程などの作成



実地調査図面の作成
建物平面図、立面図、現況測量図、土地利用計画図などの実地調査に基づく図面作成



会計帳簿の作成
記帳代行から総勘定元帳、貸借対照表、損益計算書などの財務諸表の作成



知的資産経営の支援
著作権登録のほか、企業の見えない魅力を見える化する知的資産経営報告書などの作成

許認可・届出等の書類や手続き



VISA・帰化
外国人が日本に滞在するために必要な留資格の取得や更新手続き、日本国籍取得に関する手続き



建設業や産業廃棄物処理業の許可
煩雑な手続きを必要とする建設業許可・経営事項審査、産業廃棄物処理業許可申請のほか宅建業免許申請などに関する手続き



農地転用・開発許可
農地や市街化調整区域に家を建てたい、赤道の払い下げを受けたいなど、農地や宅地開発に関する手続き



飲食店営業や風俗営業の許可
飲食店営業のほかクラブ、キャバクラ、パチンコ店、麻雀店などの風俗営業や深夜酒類提供飲食店を始めるときの手続き



自動車登録・運送業許可
自動車の購入、引越しや相続による登録変更のほか、トラックによる貨物運送や介護タクシーなどの許可に関する手続き



補助金・助成金
国や地方公共団体などから支給される各種事業に合った補助金・助成金の受給に関する手続き

行政書士のうち、特定行政書士は、行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する行政不服申立てに係る手続きの代理が行えます。
※ 特定行政書士とは「特定行政書士法定研修」を修了した行政書士

定例無料相談会

場所 三重県行政書士会事務局
津駅西口より徒歩2分 TEL.059-226-3137

日時 毎月第2木曜日 要予約
午前10時～12時・午後1時～4時



行政不服申立手続の代理人 - 特定行政書士 - 誕生!

三重県行政書士会

〒514-0006 津市広明町 328 番地 津ビル 2階

TEL 059-226-3137 FAX 059-226-4707

URL <http://mie-gyoseisyoshi.jp/>

行政書士または行政書士法人でない者が官公署に提出する書類並びに権利義務及び事実証明に関する書類の作成を業として行うことは、法律で禁止されています(他の法律で特別の定めがある場合は除く)

行政書士にご相談ください